

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第一章 概説

労働運動に対する制限の強化 本年鑑前年版の概説において、一九四八、四九年の労働政策が労働運動に対する制限の強化をその主要な内容とするものであったことが指摘された。一九五〇年における政府の労働政策はこの方向の一層の進展をその内容とし、特に、第一編で述べられたアメリカの対日労働政策に対応して、一方における共産党組織に対する直接的な制限の諸政策と、他方における官庁、公共企業、民間企業からの共産党員およびその同調者の排除＝レッド・パージおよび民主的労働組合の育成とによって特長づけられている。これに伴って、労働争議および大衆運動に対する警察権の発動は一層強化され、特審局の拡充と警察力の増強が行われた。

労働保護立法の面ではほとんど進歩が見られなかったのみでなく、地方公務員法の制定によって地方公務員の労働諸権利が強く制限されさらに労働組合法や労働基準法を権利の縮小や労働条件切り下げの方向へ改正する動きさえ見られるに至った。

以上の傾向は一九五〇年の全体をおおうものではあるが、特に朝鮮事件以後の下半期において著しい傾向となり、ついには政府が労働組合に対して国連協力を要請するという情勢が見られるに至る。

このような労働政策の詳細は次章以下で見るとおりであるが、次にかかげる政府又は検察当局の諸発言は、労働政策の基調を容易に想像させるところであろう。

労相年頭の辞 一月一日鈴木労働大臣は年頭の辞を発表し、次の諸点を指摘した。

(一) 昨年春以来の労働政策は成功した。すなわち、民主的労働組合は飛躍的に発展し、労働争議は著しく減少したのみでなく、行政整理や企業整備で失業者群が発生したにもかかわらず、九月以降情勢は安定した。

(二) ILOとの協力は昨年から具体化した。今後一層発展させる必要がある。

(三) 国際自由労連にわが国民的労働組合の代表者を送りえたことは、画期的なことであった。

(四) 国際的にチープレーバーやソーシャルダンピングの非難を招かないよう、労働条件を逐次向上するよう、労働行政および経済政策が配慮されなければならない。

(五) 失業問題は根本的にはわが国の雇用問題であって、輸出産業を中心とする民間産業の振興、見返資金の使用等による雇用量の増大が重視される。

全国的ストライキ対策 増田国務大臣は三月六日記者団会見で、電産争議とゼネスト問題等について意見を述べたが、さらに三月一日には参議院本会議でその問題について質問に答え、政府

一致の見解として次のように述べた。

単一産業であっても、それが重要機関産業であって、全国的に罷業を行い、国民生活をおびやかす、社会を麻痺状態に陥れる段階になれば、政府はこれをゼネストと認める。

賃金三原則の堅持 電産争議の妥結に際し、鈴木労相は三月三一日次のような談話を発表、賃金三原則は堅持すると述べた。

(前略)今次争議の解決に当り、賃金の増額が行われた面もあるが、政府の賃金政策に変更が加えられたものでなく、それぞれの特殊事情と特殊な推移を検討し将来への安定に向かつて最小限の修正が行われたにすぎない。即ち民間企業の賃金は厳格に賃金三原則の枠内に於て考慮せられ物価と賃金の悪循環を来すが如き名目賃金の引上は厳に防止さるべきであり、且、賃金は常に生産の裏付により合理的な賃金体系の下に支払われるべきものと考えているのであって今次の解決はこの方針によって、処理せられたものである。尚今後に於ては労使共に相協力し賃金の少くとも半年安定期を協定し、いたずらな争議を起こすことなく、国民経済の再建向上に盡すべき様この際強く要望する。

労資休戦を提唱 四月二日鈴木労相は談話を発表して、今後六ヵ月を賃金安定期とする労資休戦を提唱、今後の労働行政の重点を、(一)生産能率の裏づけによる合理的な賃金体系の設定、(二)団体協約の締結促進の二つにおくことを明らかにした。

治安維持の方策 吉田首相は七月一四日衆議院本会議で施政方針演説を行い、国際連合の朝鮮に対する軍事措置に対してわが国は可能な範囲内で協力しなければならないと述べたが、治安維持については次のように述べた。

政府はわが国の治安に対し常に大なる関心を有せられる連合国最高司令官の好意を速やかに具体化し、少数不法の破壊分子による民主諸制度の混乱を防止し、密出入国の取締を厳にするためその与えられた権限にもとずき、警察予備員七万五千を組織しかつ海上保安庁定員を八千名増加し、従来 of 国家地方警察および自治体警察と相まって、わが国の治安の維持に万全を期さんとするものである。

「赤禍防止」の措置 八月四日、自由党では吉田総裁談を発表、その中で「赤禍防止」について次のように述べた。

わが国における共産分子は最近とくに第五列的本性を暴露し、その売国的企図が明白になりつつある。われらは断乎これを排撃し、赤禍を防ぐために必要な措置を講ずる。

「レッド・パージ」は違法でない 保利労相は一〇月二〇日関東経営者協会役員会で挨拶を行い、次の諸点を指摘した。

- 一、経済復興が進捗し、講和が近づく際、労使の一層の努力と協力が必要である。
- 二、赤追放は違法でないが、民主的労組に悪影響を及ぼさないようにし、便乗は絶対に排撃する。
- 三、秋期攻勢、年末攻勢の組合の要求には合理的な面もあり、産業界も一般にこれを相当程度容認できるはずのものである。

四、協約の普及により一日も早く合理的労使関係樹立により経済再建に邁進すべきである。

右のうち「レッド・パージ」については次のように述べて、それが違法ではないことを主張した。

レッド・パージは労働者を単に日本共産党の黨員または共産主義的思想の抱懐者として、それを理由として機械的にこれらの人々を解雇しようというのではなく、最近における日本共産党の動向から見ましてその黨員らがいづいかなる破壊を産業に加えるかもしれないという危険を顧慮しまして、かかる有害、危険なる分子を企業に対する有害危険性の故をもって解雇しようとするものであると了解しているのであります。したがって、この種の解雇は単なる政治的信条または政党的所属関係の故にする解雇ではなく、企業を危険から防衛しよう

する経営者の考慮にでたものでありますから憲法に違反するものではないことはもち論、労働関係法にも抵しよくするものではないと確信しているのであります。

労組の国連協力を要請 保利労相は八月一八日、東京丸の内の日本工業クラブに労働組合総評議会島上事務局長ら民同系主要二七労働組合の代表者を招いて懇談会を開き、労働組合が自主的に国連に協力するよう要請した。

「特殊犯罪」取締り方針 国家地方警察本部では、朝鮮事件が国内治安に及ぼす影響を惧れて「特殊犯罪に対する取締り方針」を決定、全国に指示するとともに、七月七日開かれた各管区本部刑事部長会議で説明した。

同方針は、労働争議の激化や集団的運動の頻発を予想し、事件発生のおそれある場合にその内査、調査、資料あつめ等を重点的に行い、特に発電、通信、交通、重要産業に対する事前措置を講ずるよう具体的に指示したものである。

「レッド・ページ」事件裁判権の所在は疑問 田中最高裁判所長官は八月五日、名古屋で記者団と会見し、次のように述べた。

共産党の追放問題は党としてとりあげるのではなく、思想問題としてとりあげたい。マルクス主義が日本の憲法と相容れないということであって、党が対象ではない。これについて立法、司法行政とも一体となつて新憲法を守らなければならない。従って追放には相当大きな幅があるわけだ。新聞、報道関係の追放については日本に裁判権があるかないかの問題もあり、解雇無効の仮処分申請も出ているので、帰京の上慎重に考えたい。警察予備隊に関連して憲法の改正を一部でうんぬんするむきもあるが、軽々しく口にすべきではない。これは国連に加入が許されて国際警察軍に参加するような場合にはじめて問題になるかも知れないが、それはその場合に取り上げるべきである。しかし現在の憲法でも国連に協力する意味での国際警察軍に加入することは可能であると思う。

抜本的な治安対策が必要 佐藤検事総長は東北地方の公安状況視察の途上、八月一三日福島で次のように語った。

最近例の五・三〇事件以来、反占領軍行為の発生によってもうかがわれるように、その底流には、とうてい樂觀を許さないものが見える。とくに昨今のように思想的対立が激化し政治的抗争が深刻化してきた時には社会経済体制の変革を企図するものが、あらゆる機会をとらえて現存の秩序に打撃を加えようとするところは当然予想されるところで、検察庁としても万全の注意を払っている。本日までに全国検察庁が受理した反占領軍的犯罪の件数は三〇〇件を越えている。散発的だが、いずれも一脈相通ずる点があがわれ、われわれとしては抜本的な対策を講ずる必要を痛感している。その他反税闘争、労働争議の推移など、とくに最近の公安情勢にかんがみ、私として、とりあえず検察官および検察事務官の適切な配置と機動的な運用、関係方面との密接な連携により非常事態に際しての適切な対策に遺憾なきを期したい。

法務府の治安対策 法務府では一一月一四日全国労働検事会同を開き、治安対策をうちあわせたが、草鹿刑政長官は要旨次のような訓辞を行った。

組合運動の大半は労働の健全化に向っていると思われるが、一部には違法越規のものもふえ、暴力化の傾向も目立っている。労働者並びにその組織のためにも損失を受けないように検察を通じて運動の健全化を図る方向を会同で検討してゆきたい。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

